

基礎年金番号通知書 再交付 申請書（共済組合用）

「基礎年金番号通知書」の再交付は、公的年金加入が共済組合の期間のみの方を対象として
おります。国民年金第1号被保険者・第3号被保険者、厚生年金保険被保険者の期間がある
方は、「年金手帳」の再交付申請となります。

届書コード		届	提出日： 年 月 日		
5	1		0		
① 基礎年金番号 (不明の場合は記入不要)		② 生年月日 (元号については該当する下の数字を○で囲む)			送信
		昭和・平成・令和 (5・7・9) 年 月 日			
③ 交付事由	(該当する事由の数字を○で囲む)		紛失・き損等の理由		⑦ 性別
	1 紛失 2 き損・汚れ 9 その他				
④ 加入共済組合		(複数ある場合は現在または最後に所属された共済組合名をご記入下さい。)		⑧ 組合員証記号番号(組合員証の記号番号をご記入下さい。)	
和歌山県市町村職員共済組合				—	

住所 (〒 —)

電話番号 — —

(フリガナ)

氏名 印

【必ずお読み下さい】

- 基礎年金番号は、電話でのご照会にはお答えすることはできません。
- ②欄から③欄、⑦欄から⑧欄に記入不備があると「基礎年金番号通知書」の再交付ができません。
- ③欄の交付事由が2(き損・汚れ)の場合はお持ちの基礎年金番号通知書を添付願います。
- ⑧の組合員証記号番号が不明の場合は共済組合(073-431-0152)にご確認下さい。
- 共済年金受給権者の方は⑧欄に共済年金の証書番号をご記入下さい。

【この申請書の受付窓口】 最寄りの年金事務所(裏面参照)となります。

年金事務所所在地等のご案内

事務所名称および所在地	年金事務所管轄区域（国民年金）
<p>和歌山東年金事務所 〒640-8541 和歌山市太田3-3-9 TEL 073-474-1852</p>	<p>和歌山市・橋本市・紀の川市・岩出市・ 伊都郡</p>
<p>和歌山西年金事務所 〒641-0035 和歌山市関戸2-1-4 TEL 073-447-1567</p>	<p>海南市・有田市・海草郡・有田郡</p>
<p>田辺年金事務所 〒646-8555 田辺市朝日ヶ丘24-8 TEL 0739-24-0323</p>	<p>田辺市・御坊市・新宮市・日高郡・ 西牟婁郡・東牟婁郡</p>